

国民年金保険料の産前産後期間の免除制度をご存知ですか？

国民年金保険料が免除される期間

出産予定日または出産日が属する月の前月から4か月間（以下「産前産後期間」といいます。）の国民年金保険料が免除されます。

なお、多胎妊娠の場合は、出産予定日または出産日が属する月の3か月前から6か月前の国民年金保険料が免除されます。

※出産とは、妊娠85日（4か月）以上の出産をいいます。（死産、流産、早産された方を含みます。）

対象となる方

「国民年金第1号被保険者」の方

申請方法

住民登録をしている市区役所・町村役場の国民年金担当窓口へ申請書を提出してください。出産予定日の6か月前から提出可能です。

申請書は、年金事務所または役場国民年金窓口にごさいます。また日本年金機構ホームページからもプリントアウトすることが可能です。

よくある質問

Q1 令和2年3月に出産予定ですが、何月分の保険料から産前産後の保険料免除が適用されますか？

A1 出産日を基準として産前産後期間が決定されます。3月に出産した場合は、単胎の方は令和2年2月分

から5月分の保険料が免除となります。多胎の方は、令和元年12月分から令和2年5月分の保険料が免除となります。

Q2 産前産後の免除は、年金額を計算するときに免除期間として扱われますか？

A2 産前産後期間として認められた期間は、被保険者の年金額を計算する際、保険料を納めた期間として扱われます。

Q3 出産後に届出することはできませんか？

A3 出産後でも届出することができます。この場合の産前産後期間は、出産月の前月から出産月の翌々月までの4か月間となります。

Q4 保険料を前納していますが、届出をした場合産前産後期間の保険料は還付されますか？

A4 保険料は還付されます。

Q5 産前産後期間は付加保険料を納付することができますか？

A5 産前産後期間について保険料は免除されますが、付加保険料は納付することができます。

Q6 産前産後期間の免除の申し込みを行う際に、何か必要な書類はありますか？

A6 出産前に届出を提出する場合には、

は、母子健康手帳などをお持ちください。また、出産後に届出の提出をする場合は、出産日は市区町村で確認できるため原則不要です。ただし、被保険者と子が別世帯の場合は出生証明書など出産日および親子関係を明らかにする書類をお持ちください。

問い合わせ

日本年金機構ホームページ
<http://www.nenkin.go.jp/>

大垣年金事務所

☎0584・78・5166

年金加入者ダイヤル

☎0570・003・004

年金生活者支援給付金の請求がお済みでない方へ

2月初旬に、年金生活者支援給付金の請求手続きをされていない方を対象に、日本年金機構から案内ハガキが送付されました。

お手元に再勧奨ハガキが届いた方は、昨年にご送った「年金生活者支援給付金請求書」をまだ提出していない方です。まだ提出されていない場合は、至急提出してください。

もし封筒を紛失されている場合は、お近くの年金事務所にご相談ください。

※既に提出されている方は、行き違いがございましたら、ご容赦願います。

年金生活者支援給付金とは

公的年金などの収入や、所得額が一定基準以下の、年金受給者の生活を支援するために、年金に上乗せして支給されるものです。

対象となる方

- 老齢基礎年金を受給している方で、次の要件をすべて満たしている方
- ✓ 65歳以上であること
- ✓ 世帯全員が市町村民税非課税となっていること
- ✓ 年金収入額とその他所得額の合計が約88万円以下であること
- 障害基礎年金・遺族基礎年金を受給している方で、次の要件を満たしている方
- ✓ 前年の所得額が約462万円以下であること

日本年金機構や厚生労働省を装った不審な電話や案内にご注意ください！

日本年金機構や厚生労働省から、口座番号をお聞きしたり、手数料などの金銭を求めることはありません。くれぐれもご注意ください。

年金生活者支援給付金のご請求でお困りになったときは、お電話ください。

『給付金専用ダイヤル』

☎0570・05・4092

(ナビダイヤル)

『大垣年金事務所』

☎0584・78・5166